

令3香南市監査委員告示第2号

令和3年1月7日付け02香南監委発第32号、令3香南市監査委員告示第1号により公表した定期監査結果報告書に基づき、措置を講じた旨の通知が香南市長及び香南市教育長からあったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項及び香南市監査基準第17条の規定により、当該通知に係る事項を公表します。

令和3年1月27日

香南市監査委員	岩本 淳
同	有岡 正博
同	馴田 文雄

令和2年度の定期監査（契約・指定管理者関係）の結果に基づき、講じた措置の状況は下記のとおりです。

※原文の内容を変更しない程度に、一部校正しています。

記

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
(1) 契約内容について	
ア 普通財産売却収入 <商工観光課>	
<p>上記契約は、香南市普通財産売却に関する要綱に基づき、市の土地を売却したものであるが、普通財産売却決定通知書において、物件の所在地に大字の記載がなかった。</p> <p>普通財産売却決定通知書は契約の相手方が決定した時に、その旨を相手方に通知するものであり、物件の所在地は重要事項であることから、正確な表記が必要である。</p> <p>今後は、契約事務における必要書類の作成については、記載の遺漏がないように十分な精査を行われたい。</p>	<p>ご指摘のとおり、今後、契約事務における必要書類の作成につきましては、記載の遺漏がないよう十分に精査を行ってまいります。</p>
イ 地下水涵養事業委託料 <地域支援課>	
<p>上記業務の契約書においては、委託業務の実施面積の単位が記載されておらず、一部の契約書では委託料の金額の記載に誤りがあった。</p> <p>委託業務における契約書においては、契約金額や委託面積は、契約を行う上での重要事項であり、正確な表記が必要である。</p> <p>また、実績報告書においては提出日及び提出者の氏名の記載がなく、契約内容の履行確認資料としては不十分であると思われる。</p> <p>今後においては、契約書や実績報告書の内容を十分に精査し、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>なお、この事業は令和2年度より担当課が</p>	<p>契約内容の確認や実績報告の形式が不十分であったことにつきましては、令和2年10月の監査講評を受け、速やかに令和2年度より当事業を担当している商工観光課及び事業担当者へ、契約書の契約金額や委託面積について十分な確認を行った上で契約を締結すること、実績報告書の様式へ実績として報告する旨の文言や提出日、氏名、押印欄を記載し、事業の履行を十分に確認できるようにすることを通知し、令和2年度の事業から同課にて改善を行いました。</p>

<p>地域支援課から商工観光課へ移管されており事業内容の引き継ぎを確実にいき、遺漏のないように注意されたい。</p>	
<p>(2) 契約の履行確認について</p>	
<p>ア 総合子育て支援センター建設工事 <こども課></p>	
<p>本工事において工事請負者から部分完成通知書が提出され、部分完成検査調書を作成しているが、完成年月日において時系列の整合性がとれていない箇所が確認された。</p> <p>部分払については、香南市財務規則第 118 条において規定されており、検査調書は支払いを行う際の根拠となる重要な書類であるため、今後は書類を作成する際には、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>本工事において工事請負者から部分完成通知書が提出された際、完成年の誤りに気付かず受理し、検査調書の完成年月日にも反映させていたことから、今後は、関係書類の日付等も十分に確認したうえで受理いたします。</p> <p>また、検査調書等については、日付や内容に関して十分に留意して作成し、課内で確認のうえ、適正な事務処理に努めてまいります。</p>
<p>イ 高規格救急自動車購入業務 <消防本部></p>	
<p>上記業務の仕様書の検査項目として中間検査が示されており、検査を実施したことを聴取により確認した。しかしながら提出された資料では、中間検査調書は確認できず、完了時の検収調書に中間検査を実施した旨の記載もされていなかった。</p> <p>また、香南市物品会計規則第 8 条に規定されている検収を行い、物品検収調書の検収職員は消防長となっているが、検収調書に添付されている検収報告書では消防次長が代理として検収を行っており、不適切な事務処理となっている。</p> <p>検収職員は、納品された現物について当初の契約内容と相違がないか確認し、給付の完了を確認することが必要であり、代理で検収を行うことは不適切である。</p> <p>今後は、規則等の法令に則った適正な検収を行い、確実な履行確認に務められたい。</p>	<p>中間検査のデータは残しているものの、紙ベースでの調書作成ができていませんでしたので、今後は抜かりなく作成します。</p> <p>物品検収調書の検収職員（消防長）と検査報告書の検収職員（次長が代理）の相違については、受注業者と調整して検収職員に相違が生じないように検収日を設定します。</p>

(3) 出資金における出資証券の管理について <商工観光課>	
<p>本市では、物部川 DMO 協議会へ出資を行っており、当該出資における出資証券の原本が担当課で保存している関係文書の簿冊に保管されていることを確認した。</p> <p>当該出資証券は、香南市公有財産管理規則第 9 条に規定されている財産台帳に出資金額を記載すべきものとされている公有財産である。</p> <p>また、地方自治法第 170 条で規定されている会計管理者のつかさどる会計事務には、有価証券の出納及び管理が含まれていることから、当該証券は会計管理者が管理すべきものであり、不適切な公有財産の管理となっている。</p> <p>担当課においては、公有財産の管理における関係法令を改めて確認し、適切な管理を行われない。</p>	<p>地方自治法第 170 条で規定されているとおり、出資証券の原本は香南市会計管理者が管理すべきところ、不適切な管理となっていました。</p> <p>現在は、会計管理者が管理をしております。関係法令を確認し、今後は適切な管理を行ってまいります。</p>
2 指定管理者関係 <商工観光課>	
<p>羽尾わくワク村における出納及びその他関連事務並びに指定管理担当課の指導状況について監査した結果、運営及び帳簿の管理について一部不十分な箇所が見受けられた。</p> <p>当該施設は地域における公民協働の拠点施設であり、基本協定書にあるように、管理業務にあたって求められる公共性の理解と、民間事業者の利益の創出が基本であるという、お互いの趣旨を尊重しながら連携を図り、担当課は、より丁寧な指導監督に努められたい。</p>	<p>運営及び帳簿の管理について一部不十分な管理となっていました。</p> <p>今後は、指定管理者と連携を図り、関連法規を遵守したうえで、指定管理者へ適切な指導監督に努めます。</p>